

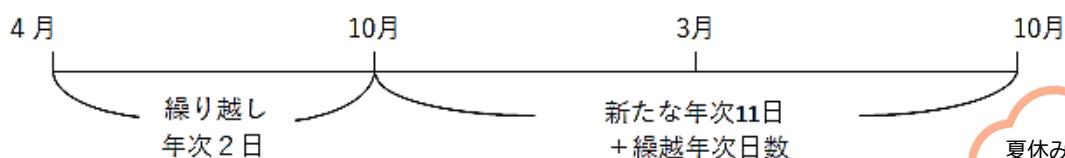
☎ 2021年4月、こんな電話が組合にかかってきました。

昨年度から非常勤講師をしている、秋子先生(仮名)

会計年度任用職員の年次の取扱いが今年から変わったんですが、それを見ると私の年次が10月までもらえないことになっています。繰越年次も少ないし、このままだと休むときは欠勤になりそうで心配です。どうにかありませんか？



秋子先生は1週間の勤務5日の非常勤講師。秋子先生の話を表にするとこうなるよ...



夏休みの任期切れのせいでこんなことになってるんだぞ



先生たちの強い味方！  
秋教組の副委員長  
組太郎さん



6ヶ月間、繰越年次だけなんて大変だぞ！ 繰越年次が0日の人は、休めば必ず欠勤になってしまう。これはなんとかしなければ！！

さっそく県教委に電話だ！！



「夏休みを任期切れと考えるのはおかしい」という判例がある。継続勤務扱いにして、6月に新たな年次を付与すべきだ！！

注：実際は敬語で話しています。



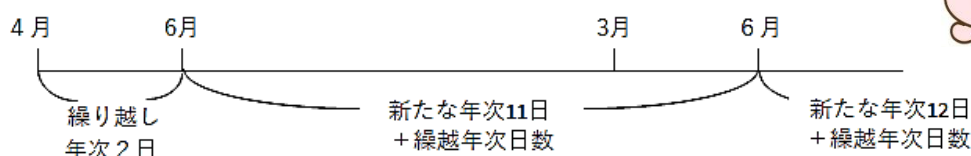
県教委から回答が来たよ！

去年の夏休みに任期切れになったことにしないで、6月1日から年次を付与できるようにします。

困ったときは  
まずは組合に  
相談だね！



こうなったよ



非常勤講師・職員は勤務日数等によって付与される年次日数が違います。詳しくは秋教組へ！